

規則様式第2号

政 務 活 動 報 告 書

令和5年11月16日

丹波市議会

議長 垣内 廣明 様

会 派 名 新風クラブ

代表者氏名

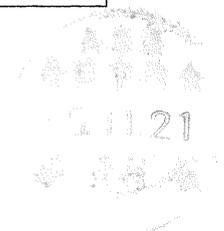
又は議員名 太田喜一郎

このたび、政務活動を実施しましたので、丹波市議会政務活動費の交付に関する規則第4条第2項の規定により、次のとおり報告します。

記

活 動 (調査) 期 間	令和5年10月16日から令和5年10月17日まで
活動 (調査) 先	東京都千代田区永田町 2-1-2 衆議院第2議員会館 9階 918会議室 各省庁担当者よりヒアリング
参 加 議 員	足立 嘉正 太田 一誠
活動 (調査) 内 容 の 概 要	1. デジタル田園都市構想 ・スマート農業について 2. 流域治水の推進について 3. グリーンインフラの推進について 4. 最近の水道行政について 3. こども園の運営に関する事について

※議員それぞれの報告書及び参考資料を添付



行政視察報告書

会 派 新風クラブ
議席番号 16 番
報告者 太田 一誠

【日程】 令和5年10月16日（月）17日（火）

【場所】 衆議院会館

【同行者】 新風クラブ 足立嘉正 太田一誠
丹新会 吉積毅 広田まゆみ 谷水雄一

【各視察所管】

A 農林水産省・大臣官房政策課 松下課長補佐・平川
農林水産技術会議事務局 長谷川調査官
農村振興局農地資源課 石森課長補佐

①デジタル田園都市構想（地方に仕事をつくる「スマート農林水産業」について

高齢化と労働者不足が急激に進行する中、農地管理の維持や現況の課題である畦の草刈り問題に対応する解決策について国の考え方を調査研修した。

まず、スマート農業をめぐる情勢について2023年9月時点の見解を調査できた。現状の農業における課題は、1960年頃は20代が中心に農業を支え、現在ではそのまま70代がなんとか維持管理する現況です。今後20年後は現在の50代が現況を担うと予想されるが対象人数が現在より激減する事が明らかに統計から示され一定の説明を受けた。この課題は、食料・農業・農村政策の新たな展開方向として人口減少の中でも持続可能で強固な基盤の確立に農政転換すること。スマート技術開発や育成を促進する仕組みを創設すること。など官邸会議からまとまった内容を受け、各省庁がその取り組みに向け思慮していることを感じ取ることができました。今後市議の活動が、行政を初め国県との連携や産官民学金と交流し仕組みづくりを仕掛けることが課題と感じました。

②スマート農業について

スマート農業の定義は「農業」×「先端技術」＝「スマート農業」が基本的定義である。最先端技術を生産現場に活用し経営効果を明らかにし、全国で217地域実証されている。課題は、初期コストが高い事とスマート農業データ活用収集に詳しい人材確保に課題がみえた。他資料はその他含め別添しますので参考願います。人口減少化、畦の草刈り問題について、現状と課題を学びました。スマ農導入成功へ、リモコン草刈り機を使用するには、購入前に十分な検

討が必要である。営農組合等で最初はレンタル使用した場合の試算を考え運搬費用等も作業として導入する前に考慮すべきと考え方をいただきました。

B 国土交通省・水管理国土保全局河川計画課河川計画調整室 梯課長補佐
国土保全局治水課流域減災推進室流域水害対策 清田係長
国土保全局治水課 富本課長補佐
河川環境課 和田規格専門官

①流域治水と連携したグリーンインフラによる雨水貯留・浸透の推進について

年々増加している急激な豪雨については、気候変動による水災害の頻発化・激甚化の一定説明を別天の内容でいただきました。過去と将来に於いて、短時間豪雨の割合や海面温度の上昇から気候変動シナリオでは2度上昇すると降水発生頻度は約2倍になる事などを資料から学びました。流域治水の基本的な考え方は、堤防整備等のハード面に加えて被害減少対策と早期復興対策等のソフト面を流域全体で多層的な水害対策として考える事と学びました。法的に、流域治水関連法の中核の都市以外が対象にできる特定都市河川浸水被害対策法として理解してもいいのか、義務化するには雨水浸透阻害行為の許可は指定しないと義務化出来ない事がわかりました。具体には、新たな制度で貯留機能保全区域を県と市でよく協議し、指定や義務化することが望まれると説明を受けました。

②国土強靱化更新計画の加速についてインフラ特に上水道管の管路更新について

全国的に人口が減少し水道事業の適正な将来収益見込み管路経年化の課題が浮き彫りになってきている。(別添資料参考)丹波市では、水道ビジョンにも示されてはいるが課題は法定耐用年数40年を超えた不明な更新計画を今後20年で更新するものと国の参考資料にあったことで現場有水率上がらない地域での管路更新は課題と考えます。積極的には、現在漏水している水を都市部に販売できる仕組みが循環型社会の実現としてできないか課題としてみえてきました。

C こども園に関すること

①小規模保育について

現状と課題は、過去には原則0、1、2歳児を対象とするが地域の実情や市町村の認めた場合、3、4、5歳児も対象としたが、今年度から特に満3歳以

上の幼児にかかる保育体制の整備や状況その他の地域の事情を勘案し事業を行う事ができるとされている。今後選択肢を広げる観点から、全国において、0、1、2歳児を対象とする小規模保育園において、3、4、5歳児を受け入れることについて、保育の体制整備の状況やその他の地域の事情を勘案して3歳以上児の保育が必要な場合とする事を通知（令和5年4月21日）されている事を学びました。

②公定価格について

地域区分に関し地方公務員の地域手当の支給割合を検討できるが、特に近隣市町との差異がある場合は検討の余地が高いとされています。しかし丹波市の場合は新制度の考え方においても対象見込みが少ないと思われました。

政 務 活 動 報 告 書

会派名 新風クラブ

氏 名 足立嘉正

1. 実施年月日 令和5年10月16日(月)～10月17日(火)
2. 視 察 先 ①衆議院第二議員会館9階会議室918
東京都千代田区永田町2-1-2
3. 研修テーマ ①各省庁の取り組みについて
4. 参 加 者 足立嘉正 太田一誠
5. 研 修 内 容

○各省庁の取り組みについて (政策説明・質疑)

○デジタル田園都市構想

- ・スマート農業をめぐる情勢について
- ・スマート農業の活用には効果的な基盤整備のポイントについて
- ・農地整備に活用可能な補助事業について

【対応者】

農林水産省大臣官房政策課 技術政策室 平川晴臣

農林水産省大臣官房 技術政策室 課長補佐 松下茜

農林水産省農地資源課 課長補佐 石森健市

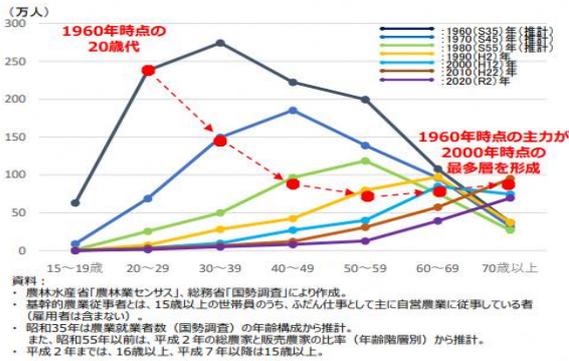
農林水産省 農林水産技術会議事務局 調査官 長谷川明宏

現在(2023年)の基幹的農業従事者数は、116万人であるが、平均年齢は、68.4歳となっている。その人口の約8割は、60歳以上の人口分布となっており50歳代以下は、23.8万人でこれからの農業の担い手は大変厳しい現状である。

そのような状況の中、国では次のような政策を展開されている。

農業分野における課題（農業の担い手の減少・高齢化）

○ 基幹的農業従事者の年齢階層の推移



○ 基幹的農業従事者数の年齢構成（2023年）



国の食料・農業・農村政策の新たな展開方向

現行の基本法では、農業や食品加工・流通に関する技術について、研究開発や普及の推進を図る旨が規定されているが、

- ① 人口減少下においても生産力を維持できる生産性の高い農業を実現するため、スマート技術や新品種の開発
- ② 開発した技術や営業上の情報などの知的財産等の保護
- ③ 食品の生産から加工・流通までの無駄を省く食料システムの構築等の施策を講じていく旨を位置付けられている。

特に人口減少下においても生産水準が維持できる生産性の高い食料供給体制を確立するため、① スマート技術等の新技術について、国が開発目標を定め、農研機構を中心に、産学官連携を強化し開発を進めると同時に、② 生産者・農協、サービス事業者、機械メーカー、食品事業者、地方自治体等、産地・流通・販売が一体でスマート技術等に対応するための生産・流通・販売方式の変革（栽培体系の見直し、サービス事業者の活用等）などの取組を促進する仕組みについて検討されている。

スマート農業技術の導入に合わせた農業現場の変革

従来のやり方のままでスマート農業技術を導入しても生産性向上につながりにくいことから、これまで一般的に行われてきた人手による作業を前提としたやり方を変革することにより、自動収穫ロボット等のスマート農業機械が最大限の能力を発揮するように農業現場の変革を図り生産性の向上に努めることが可能になる。

スマート農業について

「農業」×「先端技術」＝「スマート農業」

スマート農業の効果「スマート農業」とは、「ロボット、AI、IoT など先端技術を活用する農業」のこと。

政府が提唱する、テクノロジーが進化した未来社会の姿データ連携基盤

内閣府 戦略的イノベーション創造プログラム (SIP 第Ⅱ期)「スマートバイオ産業・農業基盤技術」において開発。令和5年度から運用を開始。スマート農業に必要なデータを連携・共有・提供。農業データ連携基盤 生産から加工・流通・販売・消費に至るデータを連携。スマートフードチェーンプラットフォーム連携スマート農業について内閣府戦略的イノベーション創造プログラム (SIP 第Ⅰ期)「次世代農林水産業創造技術」において開発。令和元年度から運用を開始している。

⇒「生産現場の課題を先端技術で解決する！農業分野における Society5.0 の実現」

スマート農業の効果

○作業の自動化

ロボットトラクター、スマホで操作する水田の水管理システムなどの活用により、作業を自動化し人手を省くことが可能になる

○情報共有の簡易化

位置情報と連動した経営管理アプリの活用により、作業の記録をデジタル化・自動化し、熟練者でなくても生産活動の主体になることが可能になる

○データの活用

ドローン・衛星によるセンシングデータや気象データの AI 解析により、農作物の生育や病虫害を予測し、高度な農業経営が可能になる

所感

上記のスマート農業について説明を受け、丹波市における状況を私なりに考えてみたが現状は、厳しいものを感じた。水稻においては、5反以上の基盤整備が必要となり、ICTトラクター、ICT田植機、ICTコンバインを使うほどの農地面積を耕作される農家は少ないと考える。また、企業化により多くの水稻をされる事業者においても機械がかなり高額である。

ただ、自走式草刈機やリモコン草刈機においては、かなり高額だが高齢化する営農団体等で共同購入し、使用されることによって労力はかなり削減され効率化するのではないかと思った。

- 流域治水の推進について
- グリーンインフラの推進について

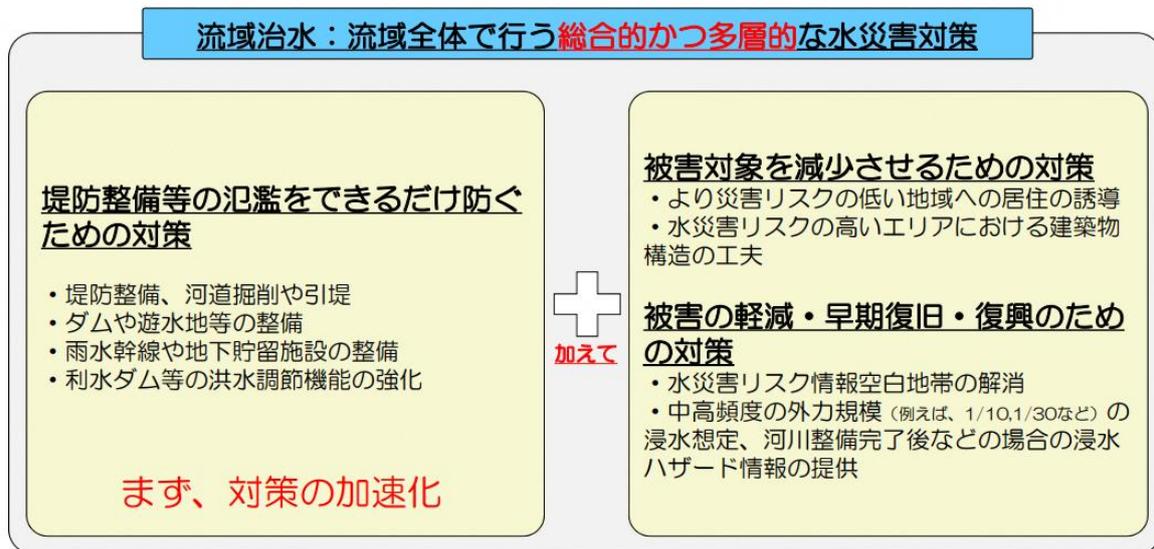
【対応者】

- 国土交通省 国土保全局 治水課 課長補佐 富本和也
- 国土交通省 国土保全局 治水課 流域水害対策係長 清田咲史
- 国土交通省 国土保全局 河川計画課 課長補佐 梯滋郎
- 国土交通省 国土保全局 環境政策課 課長補佐 一丸結夢
- 国土交通省 国土保全局 河川環境課 企画専門官 和田鉦希

「流域治水」の基本的な考え方

- 気候変動を踏まえ、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う総合的かつ多層的な水災害対策

気候変動による災害の激甚化・頻発化を踏まえ、河川管理者が主体となって行う河川整備等の事前防災対策を加速化させることに加え、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う、「流域治水」を推進し、総合的かつ多層的な対策。



「流域治水」の施策について

⇒あらゆる関係者が協働して水災害対策取り組む「流域治水」に転換

令和5年度より気候変動のスピードに対応した事前防災対策の加速化が進んでおり、集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、地域の特性に応じ、①氾濫をできるだけ防ぐ、減らす対策、②被害対象を減少させるための対策、③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策をハード・ソフト一体で多層的に進められている。

氾濫をできるだけ防ぐ・減らす対策

- ・雨水貯留機能の拡大
[県・市、企業、住民] 雨水貯留浸透施設の整備、ため池等の治水利用
- ・流水の貯留
[国・県・市・利水者] 治水ダムの建設・再生、利水ダム等において貯留水を事前に放流し洪水調節に活用
[国・県・市] 土地利用と一体となった遊水
- ・機能の向上 持続可能な河道の流下能力の 維持・向上
[国・県・市] 河床掘削、引堤、砂防堰堤、雨水排水施設等の整備 氾濫水を減らす
[国・県] 粘り強い堤防」を目指した堤防強化等

被害対象を減少させるための対策

- ・リスクの低いエリアへ誘導／住まい方の工夫
[県・市、企業、住民] 土地利用規制、誘導、移転促進、不動産取引時の水害リスク情報提供、金融による誘導の検討
- ・浸水範囲を減らす
[国・県・市] 二線堤の整備、自然堤防の保全

被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

- ・土地のリスク情報の充実
[国・県] 水害リスク情報の空白地帯解消、多段型水害リスク情報を発信
- ・避難体制を強化する
[国・県・市] 長期予測の技術開発、リアルタイム浸水・決壊把握
- ・経済被害の最小化
[企業、住民] 工場や建築物の浸水対策、BCPの策定
- ・住まい方の工夫
[企業、住民] 不動産取引時の水害リスク情報提供、金融商品を通じた浸水対策の促進
- ・被災自治体の支援体制充実
[国・企業] 官民連携による TEC-FORCE の体制強化
- ・氾濫水を早く排除する
[国・県・市等] 排水門等の整備、排水強化

流域治水プロジェクトにおけるグリーンインフラの取り組みの推進

流域治水プロジェクトにおいて、グリーンインフラの取り組みを反映し、治水と環境の両立した取り組みをスタート。

生物の多様な生息環境の保全・創出、地域の自然環境と調和する景観形成等の環境の取り組みについても流域のあらゆる関係者とともに推進されようとしている。

遊水地や河道の掘削形状を工夫して、生物の生息・生育・繁殖の場となる湿地環境を保全・創出し、生態系ネットワークの形成。

①霞堤を適切に維持し、河川と流域を生息域とする魚類等の連続した環境を保全し、生物の多様性の維持を図る。

②まちづくりと一体となって堤防や護岸を整備し、地域の歴史、文化及び観光基盤と調和する景観を保全・創出し、地域活性化を図る。

所感

国は、短時間降雨の発生回数の増加や台風の大型化、土砂災害発生頻度の頻発化など、すでに温暖化の影響が顕在化しており、今後さらに気候変動により水災害の頻発化・激甚化が予想されることから過去の降雨量に基づき定めた治水計画に基づく施設整備では地域に示している洪水の氾濫防止は達成できない。かつ、現在の河川整備の進捗状況では気候変動のスピードに対応できないとの見地に立ち国土強靱化法に基づき防災、減災対策のための流域治水へと転換され、計画の見直を加速化されていることは、大変心強いと感じた。

また、特定都市河川の指定要件の見直しも行われようとしており都市部での浸水被害防止対策が進むことで加古川の河川整備が進むのではないかと期待する。

○最近の水道行政について

【対応者】

厚生労働省 健康・生活衛生局水道課 課長補佐 竹中英雄

国土交通省 国土保全局 下水道部下水道課 課長補佐 川島弘靖

水道整備・管理行政の管理強化

令和6年4月1日より水道整備・管理行政が現厚生労働大臣から国土交通大臣所管にまた、水質・衛生に関する水道行政が現厚生労働大臣から環境大臣に移行する。

水道を取り巻く現状

- ・老朽化の進行
- ・耐震化の遅れ
- ・多くの水道事業者が小規模で経営基盤が脆弱
- ・計画的な更新のための備えが不足

管路の経年化の現状と課題

- ・管路経年化率は20.6%まで上昇、管路更新率は、0.65%まで低下(令和2年度)

水道施設整備費の国庫補助制度

1. 水道管路耐震化等推進事業(交付金)

管路の複線化に対する補助対象事業の新設

大規模地震による災害等に備え、水の供給のバックアップ体制を確保するため、災害等で破損した際に広範囲に影響を与えることとなる河川を横断する導水管及び送水管の複線化事業について、新たに補助対象とする。

2. 高度浄水施設等整備費、生活基盤近代化事業(補助金・交付金)

PFOS、PFOAによる水道水源の汚染に対処するための補助制度の拡充

通常の水処理(凝集・沈殿・ろ過)では除去できないPFOS、PFOA(※)を除去するための粒状活性炭処理施設等の高度浄水処理施設の導入や代替水源施設の整備を新たに補助対象とする。

※近年、有害性や蓄積性が明らかになってきたため、製造、使用等が制限されている有機フッ素化合物の一種

3. 官民連携等基盤強化推進事業(交付金)

コンセッション(公共施設等運営権)方式を含めたPFI導入支援のための補助制度の改正

令和5年度までの時限事業を令和10年度まで延長するとともに、コンセッション方式を含めたPFIを導入するための調査、検討及び計画作成等に要する費用について、5千万円を上限に定額補助とする。

4. その他(補助金・交付金)

離島振興対策実施地域等における上水道事業者が実施する施設整備に対する補助制度の拡充

離島振興対策実施地域及び奄美群島においては、厳しい地理的条件の下にあるため、他の地域と比べて事業費が大きくなることを踏まえ、上水道事業者が行う水道施設の耐震化、海底送水管及び高度浄水施設の整備等に関する事業について、補助率を1/2に引き上げる。

所感

水道料金の設定方法(水道法施行規則第12条)では、更新投資の費用を含む、長期的な収支の試算(水道法施行規則第17条の4第1項)を実施する。

当該収支の試算に基づき、算定時からおおむね3年後から5年後までの期間について料金を算定。当該期間ごとの適切な時期に見直しを実施(施行規則第12条第2号及び第3号)。

なお、収支の試算が未了の事業者は、従来と同様におおむね3年を通じ財政の均衡を保つことができるよう料金を設定(施行規則第12条4号)。

しかしながら、上記の通り、長期的な収支の試算に基づく料金設定と、定期的な見直しを求めていることに留意されたい。とある。

事業運営のために本来必要となる水道料金の値上げを実施しない場合、一般会計からの繰入れ（税金）による対応をとらない限り、老朽化した施設の更新などに必要となる財源を十分確保することができず、漏水等のリスクを抱える可能性が高くなることも事業経営の観点から考えると切実な課題と言わざるを得ない。

○こども園の運営に関することについて

【対応者】

こども家庭庁 成育局 保育政策課 公定価格担当室 給付係長 岡本裕太
こども家庭庁 成育局 保育政策課 企画法令係長 松田洋平

新たな幼保連携型認定こども園の「学校」としての位置付け

①「公の性質」を有し、②教育を受ける者の心身の発達に応じた「体系的・組織的な教育」を行う。

◎教育基本法 一抄一（学校教育）

第6条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。

学校教育法に定めるもの

幼稚園 小学校 中学校 義務教育学校 高等学校 中等教育学校 特別支援学校 大学 高等専門学校

認定こども園法に定めるもの

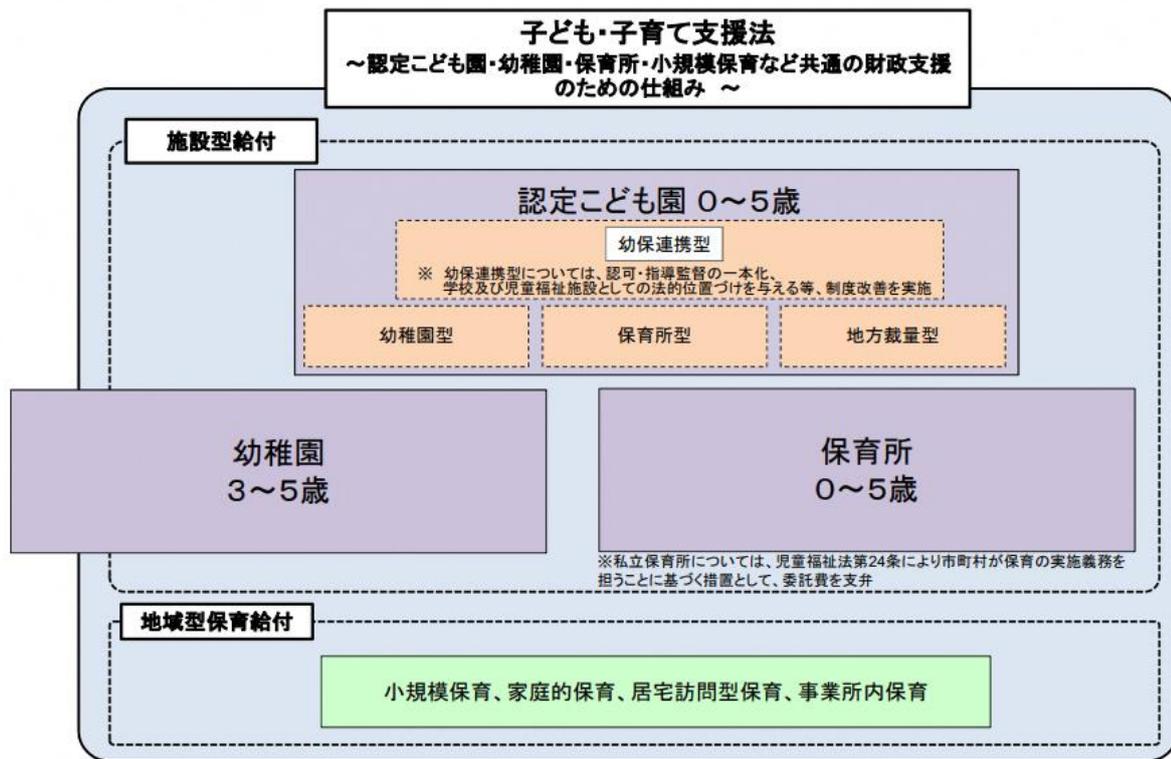
幼保連携型認定こども園

幼保連携型認定こども園

(1) 施設の定義（第2条関係） 幼保連携型認定こども園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子ども（小学校就学の始期に達するまでの者をいう。以下同じ。）に対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適 当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的として、この法律の定め

るところにより設置される施設をいうこととしたこと。(第2条第7項関係)

幼保連携型認定こども園は、学校であると同時に児童福祉施設としての性質も有するため、学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定の多くが適用できないことから、学校教育法の適用される「学校」の範囲を定める学校教育法第1条は改正せず、改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下単に「認定こども園法」という。）において教育基本法第6条に基づく「法律に定める学校」である旨明らかにしている。



所感

認定こども園の施設型給付、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育等の地域型保育給付について認可基準等の説明を受けた。

子ども・子育て支援の新制度では、教育・保育施設を対象とする施設型給付・委託費に加え、市町村による認可事業(地域型保育事業)として、児童福祉法に位置付けた上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択する仕組みがあり、待機児童の減少に繋がっていることを理解することができた。